

平成 23 年 7 月 14 日

お問い合わせの確認事項につきまして、以下のとおり回答させていただきます。

なお、公正取引協議会準備委員会参加登録者や、仏壇製造、販売、小売関係者に周知するため、公正取引協議会準備委員会のホームページで、貴確認事項及び本会の回答を公開させていただきたく、あわせてお伺いいたします。

仏壇公正取引協議会準備委員会 発起人代表 小堀賢一

確認事項及び回答

1 ガイドライン等の位置付け及び内容

1-1 平成 23 年 7 月 7 日に、「不当景品類及び不当表示防止法第 11 条第 1 項の規定による規約認定申請書」及び「仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則承認申請書」が提出されたところ、後者（10 ページ）に、「(参考)」として「<ガイドライン>原産国の定義の詳細について（2011 年 5 月 26 日仏壇公正取引協議会準備委員会発起人会決定）」が添付されている。この「<ガイドライン>」について、その設定根拠及び規約又は規則からみてどのような位置付けのものであるのかについて具体的に明らかにされたい。

(答)

「<ガイドライン>原産国の定義の詳細について（2011 年 5 月 26 日仏壇公正取引協議会準備委員会発起人会決定）」は、「仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則承認申請書」とは別のものであるため、削除することと致したい。

なお、「<ガイドライン>原産国の定義の詳細について（2011 年 5 月 26 日仏壇公正取引協議会準備委員会発起人会決定）」は、規約第 4 条オ 原産国に関する表示 並びに 規則第 9 条及び別表 4 金仏壇の原産国に関する表示 の「国産 又は 日本」の内容「材料の原産国にかかわらず、組立・仕上げが日本で施工され、かつ、所定の工程が日本で施工されていることから付加価値の過半が日本で施工されたと認められるもの」の「所定の」を明らかにする位置づけである。

また、規約第 21 条第 3 項で「公正取引協議会は、規約及び第 1 項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則又は運用要領を定めることができる。」、第 4 項で「前項の細則又は運用要領を定め、変更し、又は廃止したときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。」と規定しており、「ガイドライン」は、この「細則又は運用要領」に当たる。

いずれにしても、本ガイドラインについては、他のガイドライン等細則、運用要領も含め、規約の認定後、認定された規約に基づいて、別途しかるべく対応（消費者庁長官及び公正取引委員会に届出）致したい。

1-2 1-1のガイドラインには、「発起人会決定」と記載されているところ、発起人会は、当該「＜ガイドライン＞」について、発起人会の裁量により自由に決定又は廃止できるものと認識しているとの理解でよいか。

(答)

そのようには理解していない。

規約の認定後、認定された規約に基づいて、別途しかるべく対応（消費者庁長官及び公正取引委員会に届出）致したい。

1-3 1-1の「＜ガイドライン＞」のほかに、作成した又は作成を予定しているガイドラインはあるか。

(答)

ない。

発起人会で規約案、規則案を審議する中で、ガイドライン制定の必要性を認識されたものは存在するが、規約の認定後、公正取引協議会を発足させ、あらためて審議、決定したい。

なお、ガイドライン制定の必要性を認識されたものについては、別参考資料の「仏壇の表示に関する公正競争規約、同施行規則及びガイドラインなど」の「ガイドラインなど」の列を参照いただきたい。

1-4 1-3について「ある」とした場合には、当該ガイドラインを網羅的に列挙し、それぞれの内容又は予定している内容を具体的に記載されたい。また、作成したものについては作成年月日、作成予定のものについては作成予定時期を明らかにされたい。

(答)

ない。

発起人会で規約案、規則案を審議する中で、ガイドライン制定の必要性を認識されたものは存在するが、規約の認定後、公正取引協議会を発足させ、あらためて審議、決定することとしている。したがって、現時点で網羅的に列挙し、それぞれの内容又は予定している内容を具体的に記載することはできない。

規約の認定後、公正取引協議会を発足させあらためて審議、決定したい。その後、認定された規約第21条に基づいて、別途しかるべく消費者庁長官及び公正取引委員会に届出致したい。

1-5 仏壇の表示に関する公正競争規約（以下、「規約」という。）第21条第3項には、「細則又は運用要領を定めることができる」との規定があるところ、細則又は運用要領とは、具体的にどのような規程の設定を予定しているものか明らかにされたい。

(答)

現時点では決まっていない。

規約の認定後、公正取引協議会を発足させ、審議、決定したい。その後、認定された規約第21条に基づいて、別途しかるべく消費者庁長官及び公正取引委員会に届出致したい。

なお、発起人会で規約案、規則案を審議する中で、ガイドライン制定の必要性を認識されたものについては、別参考資料の「仏壇の表示に関する公正競争規約、同施行規則及びガイドラインなど」の「ガイドラインなど」の列を参照いただきたい。

2 「その他の仏壇」に対する規約等の適用

2-1 規約第3条中「その他の仏壇」の適用対象たる仏壇と規則第1条第2項の適用対象たる仏壇とは同一という理解でよい。

(答)

そのように理解している。

2-2 規則第1条第2項の適用対象たる仏壇の範囲は、蒔絵のような豪華な装飾が施されたものから簡単なユニット家具のようなものまで様々であるという理解でよい。

(答)

そのように理解している。

2-3 規則第1条第2項中「準じた表示を行わなければならない。」について、「前項に規定するもの以外のものであっても、その商品の呼称あるいは品名に「仏壇」に類似した表示（商標を含む。）を使用する場合（たとえば、「家具調仏壇」など）」と包括的に規定された仏壇をどのように分類して、そのどの分類に該当する仏壇をどのように、金仏壇又は唐木仏壇に準じることとするのかについて具体的に明らかにされたい。

(答)

発起人会で規約案、規則案を審議する中で、ガイドライン制定の必要性を認識されたことである。規約の認定後、公正取引協議会を発足させ、あらためて審議、決定することとしているが、

1) 表面を漆や漆類似の塗料で覆った商品で、呼称あるいは品名に「仏壇」に類似した表示（商標を含む。）を使用するものについては、金仏壇の規定をすべて準用する。

2) 表面を木の木目・風合いを活かしたり、それを模した商品で、呼称あるいは品名に「仏壇」に類似した表示（商標を含む。）を使用するものについては、唐木仏壇の規定をすべて準用する。

との案が発起人会で表明されており、この案を元として、規約の認定後、公正取引協議会を発足させ、審議、決定したい。その後、認定された規約第21条に基づいて、別途しかるべく消費者庁長官及び公正取引委員会に届出致したい。

2-4 特に原産国について、金仏壇及び唐木仏壇については、それぞれの構造に応じた製造工程に照らした基準が設けられているとみられるところ、2-3において分類した仏壇のそれぞれについて、どのように金仏壇又は唐木仏壇に準じて原産国を判定するのか、具体的に複数の例を挙げて説明されたい。

(答)

規約第3条中「その他の仏壇」の適用対象たる仏壇と規則第1条第2項の適用対象たる仏壇に該当するものが、表面を木の木目・風合いを活かしたり、それを模した商品であれば、規則 別表6 唐木仏壇の原産国に関する表示で原産国を判定する。例えば、写真のいわゆる「家具調仏壇」は、表面を木の木目を模した商品であるので、規則 別表6 唐木仏壇の原産国に関する表示で原産国を判定する。

金仏壇を模したいわゆる「家具調仏壇」(表面を漆や漆類似の塗料で覆った商品)の場合は、規則 別表4 金仏壇の原産国に関する表示で原産国を判定する。



3-1 金仏壇の原産国表示を規定する別表4中、「所定の工程」とは何か具体的に説明されたい。

(答)

「所定の工程」については、発起人会では以下のような審議を行った。規約の認定後、公正取引協議会を発足させ、審議、決定したい。その後、認定された規約第21条に基づいて、別途しかるべく消費者庁長官及び公正取引委員会に届出致したい。

1. 施行規則別表4「国産 または 日本」の内容中「所定の工程が日本で施行されていることから付加価値の過半が日本で施行されたと認められる」場合は、以下のとおりとする。

(1) 製造工程(木地、宮殿、彫刻、鍔金具、塗り、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの8工程をいう。

以下本ガイドラインにおいて同じ。)のうち、木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの4工程すべて及び宮殿、彫刻、鍔金具、蒔絵のうち1工程以上が日本で施工されたもの。

(2) 製造工程のうち、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の7工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施行されたと認められる定義で、上記(1)以外のものが合意されれば、本ガイドラインに追加するものとする。

2. ひとつの工程を複数国にまたがって施工した場合は、組立・仕上げが日本で施工され、かつ、付加価値の過半が日本で施行されたと認められるかにより、「国産 または 日本」を判断するも

のとする。

3-2 金仏壇の原産国表示を規定する別表4中、「組立・仕上げが日本で施工され、かつ、所定の工程が日本で施工されていること」のうち、「組立・仕上げ」を必須要素としている理由について具体的に説明されたい。

(答)

別資料「仏壇の原産国について」を参照されたい。

3-3 金仏壇の原産国表示を規定する別表4中、「組立・仕上げが日本で施工され、かつ、所定の工程が日本で施工されていること」と「付加価値の過半が日本で施工されたと認められる」との関係をも具体的に説明されたい。

(答)

別資料「仏壇の原産国について」を参照されたい。

3-4 3-3において、仮に、当該関係が「組立・仕上げが日本で施工され、かつ、所定の工程が日本で施工されていること」に該当する場合には必ず「付加価値の過半が日本で施工されたと認められる」ということである場合には、そう断定できる理由を定量的に証明されたい。

(答)

個社の製造プロセスごとの付加価値を計算して確認をしている。公正取引協議会準備委員会では、個社から提出された数字を持っておらず（業界内で互いの原価が推測できるデータを渡すことはできないため）、個社が経済産業省にデータを提供して確認しているため、定量的根拠は経済産業省に確認いただきたい。

3-5 金仏壇の原産国表示を規定する別表4において、「国産又は日本」と表示するためには、「組立・仕上げが日本で施工され、かつ、所定の工程が日本で施工されていること」が必要であるところ、例えば、「組立・仕上げが施工された国の名称」として「中国」と表示する場合には、「組立・仕上げ」の工程だけを中国で施工していればよいという理解でよい。即ち、原産国の判断基準を、「日本」と「中国」等の外国とで異なる基準（二重基準）としているという理解でよい。

(答)

二重基準の意味が不明である。別表4は、WTOウルグアイ・ラウンドで合意された「原産地規則に関する協定（以下「原産地規則協定」という。）」に基づく原産地規則の調和作業の考え方に準拠している。別資料「仏壇の原産国について」を参照されたい。

3-6 3-5について、二重基準としている場合、「日本」と「中国」等の外国とで異なる基準を設けることの理由を具体的に説明されたい。

(答)

二重基準の意味が不明である。別表4は、WTOウルグアイ・ラウンドで合意された「原産地規則協定」に基づく原産地規則の調和作業の考え方に準拠している。別資料「仏壇の原産国について」を参照されたい。

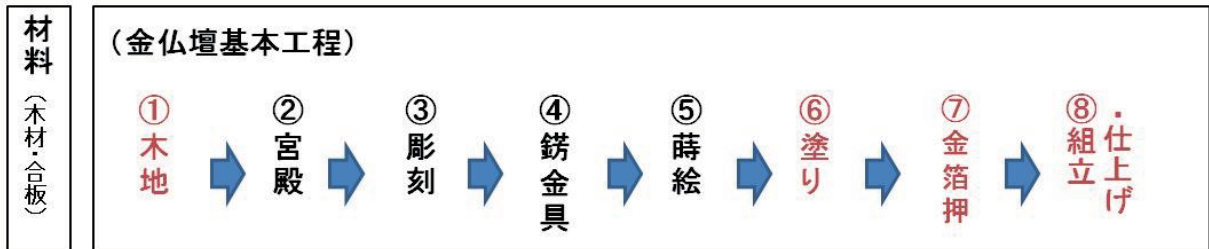
3-7 別表4の適用について、例えば、組立・仕上げが日本、宮殿及び彫刻が中国、鍔金具及び蒔絵がベトナムで施工された場合、原産国はどのような表示となるのか、発起人会が想定している表示のバリエーションを網羅的に列举し、別表4のどの条項をどのように適用するとそうした表示となるのかについて具体的に説明されたい。

(答)

組立・仕上げが日本、宮殿及び彫刻が中国、鍔金具及び蒔絵がベトナムで施工された場合

1. 「組立・仕上げが日本」なので、「海外（国内組立品） 海外（日本組立品） 又は 海外（ノックダウン品）」と表示できる規定により、「海外（国内組立品）」「海外（日本組立品）」「海外（ノックダウン品）」と表示できる。
2. 「宮殿及、彫刻、鍔金具、蒔絵が海外」なので、「国産 又は 日本」とは表示できない。

金仏壇の原産国に関する表示について



表示用語: 国産 または 日本

輸入可	日本	☆	☆	☆	☆	日本	日本	日本
	(注) ☆はいずれか1工程以上が日本国内で施工。(つまり、すべての工程が国内の場合も含む。)							

表示用語: 海外(国内組立品) または 海外(ノックダウン品)

輸入可	—	—	—	—	—	—	—	日本
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。ただし、上記「国産」に該当するものを除く。							

表示用語: 海外 または 組立・仕上げが施工された国の名称

輸入可	—	—	—	—	—	—	—	海外
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。							

3-8 別表4中、「ノックダウン品」とは何か具体的に説明されたい。

(答)

広辞苑に拠れば「ノックダウン輸出」とは、「部品のまま輸出して、現地で組み立て販売する方式」であり、「ノックダウン品」とは「部品のまま輸入して、日本で組み立て販売される商品」と解される。

3-9 別表4において、日本で製造した部品を特定の外国で組み立てた場合、特定の外国で製造された部品を他の外国で組み立てた場合については、組立国を特記するルールとしていないのは何故か。具体的に説明されたい。

(答)

原案の段階から組立国を特記するルールとしておらず、発起人会で特段の議論はしていない。消費者庁及び公正取引委員会から「組立国を特記すべきである」「組立国を特記しなければ規約、規則は認可できない」という指導があれば、それを踏まえ、発起人会で再検討する用意がある。

3-10 「国内組立品」、「ノックダウン品」の規定は、原産国の基準ではなく、原産国表示の特記事項の規定であるという理解でよい。理解が異なる場合、当該規定の趣旨を具体的に、かつ、「原産国に関する表示」と一体として規定している理由も含め、説明されたい。

(答)

「国内組立品」、「ノックダウン品」の規定は、原産国の基準ではなく、原産国表示の特記事項の規定であると理解している。

3-11 規則の10ページに「(参考)」として「<ガイドライン>」が添付されているところ（この位置づけについては上記1で質問済。）、この内容についてみると、「施行規則別表4「国産 又は日本」の内容中「所定の工程が日本で施工されていることから付加価値の過半が日本で施工されたと認められる」場合は、以下のとおりとする。」として、「(1) 製造工程（木地、宮殿、彫刻、鋳金具、塗り、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの8工程をいう。以下本ガイドラインにおいて同じ。）のうち、木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの4工程すべて及び宮殿、彫刻、鋳金具、蒔絵のうち1工程以上が日本で施工されたもの。」と規定されている。ここで、木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの4工程を必須の工程とした理由（及び選択的工程としなかった理由）、宮殿、彫刻、鋳金具、蒔絵のうち1工程を選択的工程とした理由（及び必須工程としなかった理由）について具体的に説明されたい。

(答)

WTOウルグアイ・ラウンドで合意された「原産地規則協定」に基づく原産地規則の調和作業の考え方に準拠し、「組立・仕上げを国内で行い国内で十分に（51%以上）付加価値を付ければ国産（「付加価

値基準」と言える。「付加価値基準」は、理論としてはわかりやすいが、実施しようとする、製品ごとに原価計算をして部品を製造した国ごとの付加価値を出さねばならず、また、それを第三者が確認するためには、製造者が第三者に製造原価を教える必要があり、現実的ではない。

「加工工程基準」は、加工工程ごとに外国・国内のどこで行われたかを調べることによって外国産・国産を判定しようとする考え方である。「付加価値基準」の考え方を理論どおり完璧に実施することは困難なので、近似的に実現可能な方法で行おうとする考え方と言える。

仏壇公正競争規約・施行規則の原産国基準は、国際的な原産地規則の議論の「実質的変更基準」のうち「関税番号変更基準」及び「補足的基準」のうち「付加価値基準」を考慮しつつ「加工工程基準」で運用するという制度設計になっており、考え方、運用の実現可能性ともに妥当と言える。

この考え方の下で、発起人会でのガイドライン案としては、

１．施行規則別表４「国産 又は 日本」の内容中「所定の工程が日本で施工されていることから付加価値の過半が日本で施工されたと認められる」場合は、以下のとおりとする。

（１）製造工程（木地、宮殿、彫刻、鋳金具、塗り、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの８工程をいう。以下本ガイドラインにおいて同じ。）のうち、木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの４工程すべて及び宮殿、彫刻、鋳金具、蒔絵のうち１工程以上が日本で施工されたもの。

（２）製造工程のうち、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の７工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められる定義で、上記（１）以外のものが合意されれば、本ガイドラインに追加するものとする。

とした。

（１）を先行して具体的に規定した理由は、既存の仏壇業界の最大組織である全日本宗教用具協同組合が、平成１４年に「国産仏壇の全国統一表示実施規約」を作成し、現在に至るまで継続的に運用しているという実態があり、その規約では「木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの４工程を必須の工程とし、宮殿、彫刻、鋳金具、蒔絵のうち１工程を選択的の工程として」おり、かつ、「組立・仕上げを国内で行い国内で十分に（５１％以上）付加価値を付ければ国産（「付加価値基準」）と言える」。の基準に合致していることが確認されたためである。

なお、「組立・仕上げを国内で行い国内で十分に（５１％以上）付加価値を付ければ国産（「付加価値基準」）と言える」を満たす「加工工程基準」が他にあれば、追加しうることを（２）で明示することで、関係者のコンセンサスが得られている。

３－１２ ３－１１の「＜ガイドライン＞」中「（２）製造工程のうち、組立・仕上げの工程が日本で施工され、他の７工程の一部が日本で施工されることにより、付加価値の過半が日本で施工されたと認められる定義で、上記（１）以外のものが合意されれば、本ガイドラインに追加するものとする。」とは何を意味するのか、どのような具体的な事象ついて、誰によるどのような合意を、どのような手続で追加することを想定しているのかについて具体的に説明されたい。

（答）

趣旨は、前問の答と同様である。

「誰によるどのような合意を、どのような手続で追加することを想定しているのか」は、規約の認定後、公正取引協議会を発足させ、審議、決定したい。その後、認定された規約第２１条に基づいて、別

途しかるべく消費者庁長官及び公正取引委員会に届出を致したい。

3-13 3-11の「＜ガイドライン＞」中「2. ひとつの工程を複数国にまたがって施工した場合は、組立・仕上げが日本で施工され、かつ、付加価値の過半が日本で施工されたと認められるかにより、「国産 又は 日本」を判断するものとする。」と規定されているが、具体的にどのような場合に、どのように付加価値の過半が日本で施工されたと認められるかを判断するのかについて具体的に説明されたい。

(答)

規約の認定後、公正取引協議会を発足させ、参加する事業者から個別の限界的な事例の判断を求められる中で、個別に公正取引協議会で審議、判断し、その蓄積から、必要があればガイドラインを作成する等の対応をしていきたい。

4 唐木仏壇の原産国

4-1 金仏壇と唐木仏壇の原産国についてそれぞれ異なる基準としている理由について、具体的に説明されたい。

(答)

WTOウルグアイ・ラウンドで合意された「原産地規則協定」に基づく原産地規則の調和作業の考え方に準拠し、「組立・仕上げを国内で行い国内で十分に（51%以上）付加価値を付ければ国産（「付加価値基準」）と言える」。「付加価値基準」は、理論としてはわかりやすいが、実施しようとする、製品ごとに原価計算をして部品を製造した国ごとの付加価値を出さねばならず、また、それを第三者が確認するためには、製造者が第三者に製造原価を教える必要があり、現実的ではない。

「加工工程基準」は、加工工程ごとに外国・国内のどこで行われたかを調べることによって外国産・国産を判定しようとする考え方である。「付加価値基準」の考え方を理論どおり完璧に実施することは困難なので、近似的に実現可能な方法で行おうとする考え方と言える。

「加工工程基準」を仏壇に適用する際に、金仏壇と唐木仏壇の加工工程が異なるため、それぞれ異なる基準を作成する必要があった。具体的には、既存の仏壇業界の最大組織である全日本宗教用具協同組合が、平成14年に「国産仏壇の全国統一表示実施規約」を作成し、現在に至るまで継続的に運用しているという実態があり、その内容を踏襲した。

なお、金仏壇と唐木仏壇の原産国の基準ともに「組立・仕上げを国内で行い国内で十分に（51%以上）付加価値を付ければ国産（「付加価値基準」）と言える」に合致していることが確認されている。

4-2 4-1について、特に、唐木仏壇においては「国産又は日本」を判断するための工程とはされていない宮殿と彫刻が、金仏壇においては選択的ではあるものの「国産又は日本」を判断するための工程とされている理由を具体的に説明されたい。

(答)

WTOウルグアイ・ラウンドで合意された「原産地規則協定」に基づく原産地規則の調和作業の考え

方に準拠し、「組立・仕上げを国内で行い国内で十分に（51%以上）付加価値を付ければ国産（「付加価値基準」と言える）を満たすことが必要である。

唐木仏壇においては、木地、塗り、組立・仕上げが国内であれば「国内で十分に（51%以上）付加価値を付け」られていることが、確認されている。（「3-4」へ4の回答参照）

金仏壇においては、「宮殿及、彫刻、鍔金具、蒔絵」の付加価値の割合が唐木仏壇より高いため、木地、塗り、組立・仕上げが国内であっても「国内で十分に（51%以上）付加価値を付け」られていない場合があることが確認されている。

以上から、「唐木仏壇においては「国産又は日本」を判断するための工程とはされていない宮殿と彫刻が、金仏壇においては選択的ではあるものの「国産又は日本」を判断するための工程とされている」。

金仏壇



唐木仏壇



唐木仏壇の原産国に関する表示について



表示用語: 国産 または 日本

輸入可	日本	—	—	日本	日本
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。				

表示用語: 海外(国内組立品) または 海外(ノックダウン品)

輸入可	—	—	—	—	日本
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。ただし、上記「国産」に該当するものを除く。				

表示用語: 海外 または 組立・仕上げが施工された国の名称

輸入可	—	—	—	—	海外
	(注) 「—」は国内外どちらでもよい。				

4－3 「国産又は日本」を判断するための工程について、金仏壇については施行規則別表4において、「組立・仕上げが日本で施工され、かつ、所定の工程が日本で施工されていること」と抽象的に記載されているのに対し、唐木仏壇については、「製造工程（木地、彫刻、宮殿、塗り、組立・仕上げの5工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗り、組立・仕上げが日本で施工されたもの」と具体的に規定されている。このように、規約において、金仏壇と唐木仏壇について規定振りを変えている理由を具体的に説明されたい。

（答）

WTOウルグアイ・ラウンドで合意された「原産地規則協定」に基づく原産地規則の調和作業の考え方に準拠し、「組立・仕上げを国内で行い国内で十分に（51%以上）付加価値を付ければ国産（「付加価値基準」）と言える」。「付加価値基準」は、理論としてはわかりやすいが、実施しようとする、製品ごとに原価計算をして部品を製造した国ごとの付加価値を出さねばならず、また、それを第三者が確認するためには、製造者が第三者に製造原価を教える必要があり、現実的ではない。

「加工工程基準」は、加工工程ごとに外国・国内のどこで行われたかを調べることによって外国産・国産を判定しようとする考え方である。「付加価値基準」の考え方を理論どおり完璧に実施することは困難なので、近似的に実現可能な方法で行おうとする考え方と言える。

「加工工程基準」を仏壇に適用する際に、金仏壇と唐木仏壇の加工工程が異なるため、それぞれ異なる基準を作成する必要があった。

唐木仏壇においては、木地、塗り、組立・仕上げが国内であれば「国内で十分に（51%以上）付加価値を付け」られていることが、確認されている。（「3－4」へ4の回答参照）

金仏壇においては、「宮殿及、彫刻、鍔金具、蒔絵」の付加価値の割合が唐木仏壇より高いため、木地、塗り、組立・仕上げが国内であっても「国内で十分に（51%以上）付加価値を付け」られていない場合があることが確認されている。しかし、どのような「加工工程基準」が「付加価値基準」を満たすかは、個別に付加価値を計算して確認を要するため、規則別表4においては「付加価値基準」を定義する意味で「所定の工程」と定め、ガイドラインで「加工工程基準」を定めていく考え方とした。

5 原産国以外の必要表示事項

5－1 第4条第1号アの「木地主材料」とは何か、特に「主」とは何かを具体的に説明されたい。

（答）

第4条第1号アの金仏壇の木地主材料は、伝統的には、檜（ヒノキ）、杉（スギ）、松（マツ）などで、ひとつの材料で作られることが多かったが、最近のものでは混在している場合もあるので、主に使用されている木材材料を「木地主材料」として表示することとしている。

5－2 第4条第1号ウの「主な金箔粉等」とは何か、特に「主な」とは何かを具体的に説明されたい。

（答）

金仏壇の金箔などの表示である。漆の上に金箔を貼るのが伝統的であるが、最近のものでは、金色の

金属箔や金属粉を使ったり、金色塗料を塗ったものもあるので、それを表示することとしている。混在している場合もあるので、主に使用されているものを表示することとしている。

5－3 規約第4条第2項において、「訪問販売、通信販売、テレビショッピング等の場合は、前項の規定に準じて表示しなければならない。」と規定されており、一方、カタログの必要表示事項を規定する第5条第1号においては、「第4条に規定する店頭等における必要表示事項すべて」と規定されており、規定振りが異なるところ、規約第4条第2項について、「訪問販売、通信販売、テレビショッピング等」の必要表示事項として何を規定しているかについて具体的に説明されたい。

(答)

規約第4条第2項の必要表示事項は、「前項の規定に準じて表示」と規定されており、前項（第4条第1項）には、

「事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭又は展示場等に展示する仏壇には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。一般消費者に販売する際には、事業者は当該消費者にこれらの表示事項を記載した書類を交付するものとする。

(1) 金仏壇

- ア 商品名
- イ 木地主材料
- ウ 正面表面仕上げ
- エ 主な金箔粉等
- オ 原産国に関する表示
- カ 外形寸法
- キ 販売価格

(2) 唐木仏壇

- ア 商品名
- イ 正面表面材
- ウ 主芯材
- エ 表面仕上げ
- オ 原産国に関する表示
- カ 外形寸法
- キ 販売価格

とあるので、これが必要表示事項である。

5－4 仏壇本体の必要表示事項として規約第9条第3号に「事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」が規定されているところ、ここに表示すべき事業者とは、規約第3条第2項に定義する製造業者等、販売業者のどちらであるのかを明らかにされたい。

(答)

「事業者」は、規約第3条第2項で、「この規約において「事業者」とは、仏壇を製造し又は輸入して販売する事業者（以下「製造業者等」という。）及び仏壇を販売する事業者（以下「販売業者」という。）をいう。」であり、製造業者等、販売業者を問わない。仏壇は、伝統的には産地問屋や小売店が職人を集めて製造してきており、現在でも、メーカーが大量生産して小売店で売る業態もあるが、産地問屋（多くは小売直販も行っている）や製造小売店が職人を集めて製造し、自分の名と責任で消費者に直販する業態も多く存在する。

規約第9条第3号は、消費者に対して商品に係る責任を持つ者が、仏壇本体の必要表示事項として規約第9条第3号に基づき「事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」を表示することを定めている。

5-5 規則別表5の「区分（表示用語）」欄に「木材の名称」とあるのは誤りではないか。正しい「表示用語」を記載されたい。

（答）

誤りという認識はない。内容にある「屋久杉、黒柿、シャム柿、カリン※、欒・ケヤキ、榊・楠・タモ、榆・ニレ、黄檗・キハダ、栓・セン、梅檀・センダン、槐・エンジュ、黄王檀・キオウタン、桑・クワ、桜、胡桃、桐、檜、竹、その他の木材」の木材の名前そのものを書く意図で規定している。

消費者庁及び公正取引委員会から、こう修正すべきという指導があれば、それを踏まえ、発起人会で再検討する用意がある。

6 不当表示に関する規定

6-1 二重価格表示の制限（規約案第11条第1号）について、比較対照価格として製造業者が付した希望小売価格、市価及び自店平常（旧）価格以外の価格を用いることを不当表示としている理由は何か

（答）

電子ピアノの規約を参考とした。<http://www.jfftc.org/cgi-bin/data/bunsyo/I-4.pdf>

消費者庁及び公正取引委員会から、こう修正すべきという指導があれば、それを踏まえ、発起人会で再検討する用意がある。

6-2 具体的に、他店の販売価格との比較価格表示、お試し価格表示等、他にも比較対照価格の表示方法は様々なものが考えられるのではないか。6-1を規定する場合に想定した不当表示に当たる価格表示例を網羅的に列举し、そうした表示を不当表示とする理由を具体的に説明されたい。

（答）

電子ピアノの規約を参考とした。<http://www.jfftc.org/cgi-bin/data/bunsyo/I-4.pdf>

消費者庁及び公正取引委員会から、こう修正すべきという指導があれば、それを踏まえ、発起人会で再検討する用意がある。

6-3 規則第48条中「実際には取引することができないもの」とは…引渡しまでに10日以上

期間を必要とするため通常顧客が取引に応じないことが明らかな場合」について、「引渡しまでに10日以上」の理由も含め具体的にどういふことを想定した規定であるかを説明されたい。

(答)

仏壇は、全部又は一部の注文生産を行う場合があり、その場合は、正当な取引でも「引渡しまでに10日以上」かかる場合がある。

7 附則

7-1 附則について、規約及び規則ともに必要表示事項に関する規定の施行を、(規約認定) 告示から起算して1年後としている理由について具体的に説明されたい。

(答)

電子ピアノの規約を参考とし、実務的な準備を勘案して規定した。

<http://www.jfftc.org/cgi-bin/data/bunsyo/I-4.pdf>

7-2 附則について「2 この施行規則の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例によることができる。」とは何を意味するものか具体的に説明されたい。

(答)

電子ピアノの規約を参考とし、仏壇は在庫期間が長いものがあるという実態を勘案して規定した。

<http://www.jfftc.org/cgi-bin/data/bunsyo/I-4.pdf>

以上